

**平成 2 8 年度**

**定期監査報告書**

**下諏訪町監査委員**

28監委第15号  
平成28年12月26日

下 諏 訪 町 長 青 木 悟 様

下 諏 訪 町 監 査 委 員  
星 野 岳 生  
津 金 裕 美

平成28年度定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び下諏訪町監査委員条例（昭和49年町条例第21号）第2条の規定に基づき、平成28年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

# 目 次

	ページ
1 定期監査実績 .....	1
2 現地監査実績 .....	1
3 監査の対象及び方法 .....	2
4 監査の結果 .....	2
5 監査の所見 .....	3
6 平成27年度定期監査結果（所見）と措置状況 .....	4

## 1 定期監査実績

月 日	曜日	時 間	課 等 名	場 所 等
11月14日	月	9時10分～10時35分	消 防 課	消防署
		10時45分～16時15分	教育こども課	第4委員会室
11月15日	火	10時00分～17時15分	建設水道課	
11月16日	水	9時00分～11時55分	税 務 課	
		13時00分～17時15分	住民環境課	
11月17日	木	13時30分～14時45分	社中学校	社中学校
		14時50分～16時00分	北小学校	北小学校
11月18日	金	10時30分～12時00分	現地調査(下記)	
		13時00分～16時00分	健康福祉課	第4委員会室
11月22日	火	10時00分～10時50分	会 計 課	
		11時00分～12時00分	議会事務局	
		13時00分～17時05分	産業振興課	
11月24日	木	9時10分～10時40分	ハイム天白	ハイム天白
		10時50分～12時00分	とがわ保育園	とがわ保育園
		13時15分～17時10分	総 務 課	第4委員会室

## 2 現地調査実績

月 日	曜日	調 査 対 象	課 等 名
11月18日	金	カヌー管理施設設置工事	建設水道課
		旧清掃センター解体工事	住民環境課

### 3 監査の対象及び方法

平成28年度の上半期（4月～9月）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、下記の指定資料の提出を求め、諸帳簿・書類の照合等と併せて関係職員からの説明を受け、質疑応答を交えながら実施した。

また、工事現場等に出向き関係職員から説明を受け現地検証を実施した。

さらに、前年度の監査指摘事項に係る措置状況の報告を受け、再確認をした。

#### ○指定資料

- ① 職員配置・事務分掌
- ② 書類目録
- ③ 予算執行状況<歳入・歳出>
- ④ 工事実施状況
- ⑤ 公有財産増減状況（土地及び建物）<取得・処分>
- ⑥ 備品購入・不用決定（所管換）状況
- ⑦ 業務委託状況
- ⑧ 主な行事等の状況
- ⑨ 重点施策の進捗状況
- ⑩ 主な業務概要・事務事業実績
- ⑪ 前回監査の状況及び指摘事項の処理状況
- ⑫ その他 (1) 保育園関係 (2) 学校関係 (3) 水道事業関係  
(4) 下水道事業関係 (5) 賄材料費の業者・月別支払額一覧表
- ⑬ 各課添付資料

### 4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況は、全般を通じ、その処理状況は適正と認められた。しかし、一部事務処理に検討・改善を要する事項が認められたので、次に記述する所見を踏まえて、一層適正な事務の執行に努められたい。なお、軽易な事項については、それぞれ口頭での指導も併せて行った。

## 5 監査の所見

### (1) 町税・使用料等の収入未済対策について

町税、使用料等の未納対策については、情報を庁内で共有するなかで集中滞納整理も行われており、個々の家庭事情等を勘案し、悪質な未納者に対しては毅然とした対応で、また事情に応じて分納誓約をいただくなど、適切に対応していただいていると感じられる。

引き続き、収納未済対策に当たっては、辛抱強い対応をお願いしたい。

### (2) 文書管理について

文書取扱主任者の管理のもと概ね適正に処理されていた。

番号法における町の立場は、個人番号利用事務実施者、情報照会者・情報提供者、個人番号関係事務実施者（給与支払者）、個人番号の指定・通知者の4つがある。個人番号が記載された文書・書類の管理は言うまでもなく、個人情報情報の漏洩防止も含め、引き続き確実な管理と対応をお願いしたい。

### (3) 税外収入整理簿の取扱いについて

利用者から手数料等を現金で受領する係では、税外収入整理簿に記入した後には町金庫に入金をし、歳入に計上される。各課の整理簿と歳入計算書残高は一致すべきものであり、定期的に残高を照合してその結果を明瞭に税外収入整理簿に残しておく必要があるが、この手続を実施していない課が散見される。

現金受領から、町金庫への入金までの“時間的ずれ”が生じる本庁舎外の施設(博物館、体育館、観光施設等)では、この手続は特に重要である。

同時に外部保管の現金が過大とならないよう、会計課への入金頻度について検討されたい。

### (4) 職員の有休取得について

出勤簿を確認したところ、有給休暇の取得が殆どできておらず、代休消化もままならない者が多かった。今年は7年に1度の御柱祭もあり、非常に多忙であったことが容易に推察されるが、職員の健康上の問題がでないように休暇が取得できる環境作りについてご配慮をお願いしたい。

### (5) ハイム天白の運営方針について

特別養護老人ホームハイム天白は、県下では自治体が直営する唯一の施設であるが、経営状況は厳しく、関連する基金も少なくなっている。一般会計からの繰入金は昨年度より生じている。

施設の老朽化対策を含めた中長期的な経営計画を明確にさせていただくようお願いしたい。

## 6 平成27年度定期監査結果（所見）と措置状況

### 監査の所見（1） 予算の執行状況について

平成27年9月末現在の歳入・歳出計算書に関し、下期での予算補正の予定、重要な不用額の見込の有無を聴取したところ、請負工事費等で補正、不用額が見込まれるものがあるが、概ね年度内に予算執行の予定であるとの回答を得た。

#### ～ 措置状況（回答：総務課） ～

今後も事業の進捗状況を把握しながら適正な時期における予算執行に努めてまいります。

### 監査の所見（2） 町税等の徴収事務について

町税等の徴収のうち入金が遅れているものについては、公平性を保ちつつ納税者に寄り添った収納を心掛けているとのことである。町税の他、料金等も含めた全課対応での集中滞納整理も行われており、着実な成果が上がっていると感じられる。

滞納繰越分の徴収に関しては、収納が進むことにより更なる徴収が難しくなるが、引き続き辛抱強い対応をお願いしたい。

#### ～ 措置状況（回答：税務課） ～

滞納処分については、大口案件が減り、小口案件の解消が今後の課題であり、滞納者の生活実情を十分に把握しながら、親身な相談を心掛けるとともに慎重に滞納整理を進め、誠意が見られない滞納者には、十分な財産調査を行ったうえで差押えを実行してまいります。

また、現年分の滞納は、出来る限り徴収に努め、滞納繰越分の増加にならないよう取り組み、各課との連携・情報共有を図りながら徴収率の向上に努めます。

### 監査の所見（3） 利用料の未収対策について

上下水道料、財産区の温泉使用料、保育料、学童クラブ使用料は、利用者の受益の状況が明確であるので、滞納者の追加的利用を制限する等のルールづくりが公平性の観点から必要になってきていると思われる。

現年分の収入未済額が増加しない方策を検討していただきたい。

#### ～ 措置状況（回答：建設水道課） ～

上下水道、財産区については、一定期以上の滞納者に対し、給水停止、配湯停止処分を実施しながらの催告を行い、全額納入あるいは分納誓約により納入いただくなどの対応を行っております。滞納が高額にならないうちに滞納者と接触し、生活の状況を見極めながら、できる範囲での分納をお願いしていくなどの相談にも力を入れてまいります。

#### ～ 措置状況（回答：教育こども課） ～

保育料については、各課・関係機関との密な情報共有に加え、定期的な折衝による早期対応を心掛け実践しております。今後も生活実態の把握、個々に合わせた納付計画により、徴収率の向上に努めてまいります。

学童クラブ使用料については、滞納額が大きくなならないよう、月例の督促を実施しながら、両親が就労する上で必要最低限の利用を提案するとともに、児童本人が学童保育を望んでいるか否かについても検討いただき、退所も含めた利用見直しに関しても力をいれてまいります。

### 監査の所見（４） 関係団体の会計受託業務について

関係団体の会計及び資金の管理業務を町職員が代行している部署については、可能な限り当該団体に業務を移管するよう依頼している。9月末現在で33団体の管理業務を代行しているが、資金に滞留部分があるものや、活動を休止していると思われるものについては、返金、預金解約等の検討をお願いしたい。

#### ～ 措置状況（回答：総務課） ～

町職員が関係団体の事務局を担当しており、当該団体が町の施策を推進してきた経過もあることから、直ちに会計業務を移管するのは困難ですが、今後の課題として関係団体との協議の場を持ち、自立に向けた検討を継続してまいります。

また、活動休止の団体にあっては、預金口座の解約、返金等について関係団体と協議を行い、資金が滞留することがないように検討を進めてまいります。

### 監査の所見（５） 工事等入札状況について

①大型工事を対象とする低入札価格調査委員会は、建設資材、工事関連人員の受給状況が引き続き逼迫していることもあり、当上期は開催されなかったが、逆に第1回目の入札が不落となった工事が散見された。人的役務提供であるコ

ンサルティング業務については、請負業務の履行状況の良否の判断が可能であるため、低入札のものはあったが完成時等の検収をより厳密に行うことにより、調査委員会を特別に開くことはないとのことである。該当するものについては、適切に対応されたい。

②平成28年3月完了予定の「庁舎耐震及び大規模改修工事」は低入札価格調査委員会の審査を受けて発注した工事である。昨年の工事技術監査において、担当技術士から良好であるとの評価を得ているが、昨年度の定期監査の所見へ回答を頂いているような最終検収の確認をお願いしたい。

#### ～ 措置状況（回答：総務課） ～

①コンサルティング業務における低価格入札については、低入札価格調査を実施しないものの、業務期間中の打合せ協議による進捗状況の把握及び厳密な完了検査の実施等により、引き続き適正な履行確保に努めてまいります。

②平成28年3月に完成した「庁舎耐震及び大規模改修工事」については、落札候補者に調査資料を提出させ、担当課において聞き取りを行ったうえで、平成26年5月29日及び30日に低入札価格調査委員会を開催したところ、積算価格の妥当性が確認され、落札候補者と契約することが適当を判断されました。

平成28年3月28日の完成検査においては、低入札価格調査委員会による検査立会が行われ、毎週の工程会議による監督体制の強化及び居ながら施工に伴う工事箇所ごとの完成検査の実施等により、良好な出来形が確保されたことを確認しました。

#### 監査の所見（6） 文書管理について

文書取扱主任者の管理のもと概ね適正に処理されていた。

文書のうち、個人情報が含まれるものの管理は重要なことは勿論であるが、マイナンバー法の施行により、個人番号利用事務実施者としてのより厳密な管理体制の整備運用が必要となっている。既存の文書の書式も改訂中とのことであるので、着実な対応をお願いしたい。

#### ～ 措置状況（回答：総務課） ～

平成27年10月に、マイナンバー制度がスタートしました。町では、特定個人情報の厳格な保護措置を講じる条例の整備、また、個人番号を利用する事務に必要な規定の整備を行い、これまで問題なく事務処理がされているところです。平成29年7月より情報提供ネットワークによる他団体との情報連携が始まることから、引き続き間違いのない対応をしております。

## 監査の所見（7）経年インフラ施設の安全対策について

南小学校改築事業、庁舎耐震及び大規模改修工事が完了することにより、町の大型施設の安全対策は一段落すると考えられる。一方でインフラ整備は高度経済成長期に集中的に行われたため、今後は優先順位を決めて修繕を行っていく必要があると思われる。

保育園、学校、老人福祉施設等では些細な事が事故につながる可能性もあるので、危険を察知した対応をお願いしたい。

### ～ 措置状況（回答：総務課） ～

平成27年度に行財政経営プランを、本年度中に下諏訪町公共施設総合管理計画を策定し、経常的な維持修繕、大規模改修、更新などについて、今後はプラン及び計画に沿って維持修繕等を実施していくこととしています。

各施設共に不具合等が小さいうちに修繕等により対応し、施設の延命化、長寿命化に取り組むこととしています。